

# 新任訪問看護師就労支援事業補助金の概要

## 目的

県内の訪問看護未経験の看護職を新たに雇用・配置し、育成を行う訪問看護事業者を支援することにより、訪問看護師の確保を図る。

## 補助対象

県内の介護保険法に基づく指定を受けた訪問看護事業者(みなし指定の病院、診療所を除く。)

## 補助基準額

- 新任訪問看護師(看護職の経験はあるが訪問看護師は未経験で、就労後1年未満の者) 1人あたり 最大**220**千円
- 新卒訪問看護師(看護職の経験がなく、就労後1年未満の者) 1人あたり 最大**440**千円

## 補助率

1/2

最低3ヶ月間育成していること。  
3ヶ月未満で離職した者は対象外

## 対象経費

新任・新卒訪問看護師の育成に必要な指導者経費(人件費)

## スケジュール

|     | R7.11     | R7.12 | R8.1 | R8.2 | R8.3      | R8.4    | R8.5 |
|-----|-----------|-------|------|------|-----------|---------|------|
| 申請者 | 交付申請 1/9✕ |       |      |      | 実績報告 4/7✕ |         |      |
| 県   |           |       | 交付決定 |      |           | 額の確定・支払 |      |